

# 測量業務共通仕様書

## 目 次

### 第1編 共通編

#### 第1章 総 則

第101条	適 用	2-1-1
第102条	用語の定義	2-1-1
第103条	受注者の義務	2-1-3
第104条	業務の着手	2-1-3
第105条	測量の基準	2-1-4
第106条	作業の実施	2-1-4
第107条	設計図書の支給及び点検	2-1-4
第108条	監督職員	2-1-4
第109条	主任技術者	2-1-4
第110条	担当技術者	2-1-5
第111条	提出書類	2-1-5
第112条	打合せ等	2-1-6
第113条	業務計画書	2-1-6
第114条	資料の貸与及び返却	2-1-6
第115条	関係官公庁への手続き等	2-1-7
第116条	地元関係者との交渉等	2-1-7
第117条	土地への立ち入り等	2-1-7
第118条	成果物の提出	2-1-8
第119条	関係法令及び条例の遵守	2-1-8
第120条	検 査	2-1-8
第121条	修 補	2-1-9
第122条	条件変更等	2-1-9
第123条	契約変更	2-1-9
第124条	履行期間の変更	2-1-9
第125条	一時中止	2-1-10
第126条	発注者の賠償責任	2-1-10
第127条	受注者の賠償責任	2-1-10
第128条	部分使用	2-1-10
第129条	再委託	2-1-11
第130条	成果物の使用等	2-1-11

第131条	守秘義務	2-1-11
第132条	個人情報の取扱い	2-1-12
第133条	安全等の確保	2-1-13
第134条	臨機の措置	2-1-14
第135条	履行報告	2-1-14
第136条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	2-1-14
第137条	行政情報流出防止対策の強化	2-1-15
第138条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	2-1-16
第139条	保険加入の義務	2-1-16

## 第2編 森林整備編

### 第1章 治山測量

#### 第1節 総則

第501条	適用	2-2-1
第502条	用語の定義	2-2-1
第503条	受注者の義務	2-2-1
第504条	業務の着手	2-2-1
第505条	設計図書の支給及び点検	2-2-1
第506条	監督職員	2-2-1
第507条	主任技術者	2-2-1
第508条	担当技術者	2-2-1
第509条	提出書類	2-2-1
第510条	打合せ等	2-2-1
第511条	業務計画書	2-2-1
第512条	資料等の貸与及び返却	2-2-2
第513条	関係官公庁への手続き等	2-2-2
第514条	地元関係者との交渉等	2-2-2
第515条	土地への立入り等	2-2-2
第516条	成果物の提出	2-2-2
第517条	関連法令及び条例の遵守	2-2-2
第518条	検査	2-2-2
第519条	修補	2-2-2
第520条	条件変更等	2-2-2
第521条	契約変更	2-2-2
第522条	履行期間の変更	2-2-2

第523条	一時中止	2-2-2
第524条	発注者の賠償責任	2-2-2
第525条	受注者の賠償責任	2-2-2
第526条	部分使用	2-2-2
第527条	再委託	2-2-2
第528条	成果物の使用等	2-2-2
第529条	守秘義務	2-2-2
第530条	個人情報の取扱い	2-2-3
第531条	安全等の確保	2-2-3
第532条	臨機の措置	2-2-3
第533条	履行報告	2-2-3
第534条	行政情報流出防止対策の強化	2-2-3
第535条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	2-2-3
<b>第2節 治山測量に関する一般事項</b>		
第536条	測量業務の種類	2-2-3
第537条	使用器材	2-2-4
第538条	公差及び測定方法	2-2-4
第539条	基準点	2-2-4
第540条	測量杭	2-2-4
第541条	測量野帳等	2-2-4
第542条	図面	2-2-4
第543条	図面の縮尺	2-2-5
<b>第3節 基準点測量等</b>		
<b>第1項 基準点測量</b>		
第544条	規定の準用	2-2-9
第545条	計画準備	2-2-9
第546条	踏査選点	2-2-9
第547条	測量標の設置	2-2-9
第548条	測量の方法	2-2-9
第549条	測量成果等	2-2-9
<b>第2項 地形測量</b>		
第550条	測量の方法	2-2-9
<b>第4節 山地治山等測量</b>		
<b>第1項 溪間工の測量</b>		

第551条	踏査選点	2-2-9
第552条	中心線測量	2-2-10
第553条	縦断測量	2-2-10
第554条	横断測量	2-2-10
第555条	構造物計画位置横断測量	2-2-10
<b>第2項 山腹工の測量</b>		
第556条	踏査選点	2-2-11
第557条	平面測量	2-2-11
第558条	縦断測量	2-2-11
第559条	横断測量	2-2-11
<b>第3項 海岸防災林造成の測量</b>		
第560条	踏査選点	2-2-12
第561条	一般地形測量	2-2-12
第562条	汀線測量	2-2-12
第563条	深淺測量	2-2-12
<b>第4項 防風林造成の測量</b>		
第564条	踏査選点	2-2-13
第565条	平面測量	2-2-13
第566条	縦断測量	2-2-13
第567条	横断測量	2-2-13
<b>第5項 なだれ防止林造成の測量</b>		
第568条	踏査選点	2-2-14
第569条	平面測量	2-2-14
第570条	縦断測量	2-2-14
第571条	横断測量	2-2-14
<b>第6項 土砂流出防止林造成の測量</b>		
第572条	踏査選点	2-2-14
第573条	平面測量	2-2-15
第574条	縦断測量	2-2-15
第575条	横断測量	2-2-15
<b>第7項 保安林整備の測量</b>		
第576条	踏査選点	2-2-15
第577条	平面測量	2-2-15
第578条	縦断測量	2-2-15

第579条 横断測量	2-2-15
<b>第8項 保安林管理道の測量</b>	
第580条 通則	2-2-15
<b>第9項 水土保持山等の測量</b>	
第581条 水土保持山等の測量	2-2-15
<b>第5節 地すべり防止測量</b>	
<b>第1項 実態調査測量</b>	
第582条 踏査選点	2-2-16
第583条 地形測量	2-2-16
<b>第2項 機構調査測量</b>	
第584条 測線測量	2-2-16
<b>第3項 地すべり防止工の測量</b>	
第585条 地すべり防止工の測量	2-2-16
第586条 測量の種類	2-2-16
第587条 測線測量	2-2-17
第588条 平面測量	2-2-17
第589条 縦断測量	2-2-17
第590条 横断測量	2-2-17
<b>第2章 林道測量</b>	
<b>第1節 総則</b>	
第601条 適用	2-2-18
第602条 用語の定義	2-2-18
第603条 受注者の義務	2-2-18
第604条 業務の着手	2-2-18
第605条 設計図書の支給及び点検	2-2-18
第606条 監督職員	2-2-18
第607条 主任技術者	2-2-18
第608条 担当技術者	2-2-18
第609条 提出書類	2-2-18
第610条 打合せ等	2-2-18
第611条 業務計画書	2-2-18
第612条 資料等の貸与及び返却	2-2-19
第613条 関係官公庁への手続き等	2-2-19
第614条 地元関係者との交渉等	2-2-19

第6 1 5 条	土地への立入り等	2-2-19
第6 1 6 条	成果物の提出	2-2-19
第6 1 7 条	関連法令及び条例の遵守	2-2-19
第6 1 8 条	検査	2-2-19
第6 1 9 条	修補	2-2-19
第6 2 0 条	条件変更等	2-2-19
第6 2 1 条	契約変更	2-2-19
第6 2 2 条	履行期間の変更	2-2-19
第6 2 3 条	一時中止	2-2-19
第6 2 4 条	発注者の賠償責任	2-2-19
第6 2 5 条	受注者の賠償責任	2-2-19
第6 2 6 条	部分使用	2-2-19
第6 2 7 条	再委託	2-2-19
第6 2 8 条	成果物の使用等	2-2-19
第6 2 9 条	守秘義務	2-2-19
第6 3 0 条	個人情報の取扱い	2-2-20
第6 3 1 条	安全等の確保	2-2-20
第6 3 2 条	臨機の措置	2-2-20
第6 3 3 条	履行報告	2-2-20
第6 3 4 条	行政情報流出防止対策の強化	2-2-20
第6 3 5 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	2-2-20
<b>第2節 林道測量に関する一般事項</b>		
第6 4 0 条	使用機材	2-2-20
第6 4 1 条	測量の精度等	2-2-20
第6 4 2 条	基準点	2-2-20
第6 4 3 条	測量杭	2-2-20
第6 4 4 条	測量野帳等	2-2-21
第6 4 5 条	図面	2-2-21
第6 4 6 条	図面の縮尺	2-2-21
<b>第3節 基準点測量</b>		
第6 5 0 条	規程の準用	2-2-21
第6 5 1 条	計画準備	2-2-21
第6 5 2 条	踏査選点	2-2-21
第6 5 3 条	測量標の設置	2-2-22
第6 5 4 条	測量の方法	2-2-22

第655条 測量成果等	2-2-22
<b>第4節 予備測量</b>	
第660条 予備測量	2-2-22
<b>第5節 実測量</b>	
第670条 一般事項	2-2-23
第671条 I. Pの選定	2-2-23
第672条 中心線測量	2-2-23
第673条 縦断測量	2-2-25
第674条 横断測量	2-2-25
第675条 平面測量	2-2-26
第676条 伐開	2-2-26
<b>第6節 構造物設置箇所の測量</b>	
第680条 構造物設置箇所	2-2-26
<b>第7節 残土処理箇所の測量</b>	
第690条 残土処理場	2-2-26
<b>第8節 その他箇所の測量</b>	
第691条 林業作業用施設等	2-2-27
第692条 地区全体計画に係る施設等	2-2-27

### 第3編 漁港漁場編

(「1-7 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書」による)

余白